

郡山市議会広聴広報委員会設置要綱

令和2年9月25日制定

[議会事務局総務議事課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市議会広聴広報委員会（以下、「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) こおりやま市議会だよりの編集発行に関すること。
- (2) 議会報告会及び意見交換会に関すること。
- (3) 議会モニターに関すること。
- (4) 議場見学に関すること。
- (5) その他委員会が特に必要と認める議会の広聴広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、11名とする。

2 委員は、あらかじめ各会派会長会等で委員数を会派に割り振り、各会派から推薦された者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は、常任委員会委員の任期に準ずる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長及び副委員長がともにないときの会議は議長が招集し、委員長が互選により選出されるまでの間、年長の委員が委員長の職務を代行する。

(報告)

第7条 委員会は、必要に応じ、協議内容について、議長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、郡山市議会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月25日から施行する。